

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

号外第64号

福島県報

平成19年8月17日 金曜日

1

目次

福島県監査委員

○監査公表九件

福島県監査委員

監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。
平成19年8月17日

- | | | | | |
|---|--------|-----------------------|---------|-------|
| 1 | 監査実施期間 | 平成19年5月24日～平成19年6月12日 | 福島県監査委員 | 小松山 善 |
| 2 | 監査対象機関 | 公所19箇所 | 福島県監査委員 | 加藤 雅美 |
| 3 | 監査の結果 | | 福島県監査委員 | 音高 純夫 |
| | | | 福島県監査委員 | 高野 宏之 |
- (1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
東京事務所	平成19年5月24日	加藤 雅美	実地監査	平成19年4月18日
大阪事務所	平成19年5月28日	加藤 雅美	書面監査	平成19年4月19日

北海道事務所	平成19年5月24日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年4月17日
名古屋事務所	平成19年5月29日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年4月19日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- 郵便切手・はがき20,000円分について、郵便切手等出納簿への記載が漏れている。(東京事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日	
会津児童相談所	平成19年5月30日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年4月25日

監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日	
県中家畜保健衛生所	平成19年5月30日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年4月24日
林業研究センター	平成19年5月30日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年4月18日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
- 検査測定用特殊用途自動車について、年々稼働日数が減少して維持経費が高くなってきており当該自動車の有効活用がなされていない。(県中家畜保健衛生所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 教育庁

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
養護教育センター	平成19年 5 月30日	小松山善継	音高 純夫	実地監査	平成19年 4 月18日
湖南高等学校	平成19年 5 月29日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年 4 月24日
岩瀬農業高等学校	平成19年 5 月29日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年 4 月19日
白河実業高等学校	平成19年 5 月30日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年 4 月26日
東白川農南高等学校	平成19年 5 月29日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年 4 月20日
田島高等学校	平成19年 5 月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成19年 4 月26日
南会津高等学校	平成19年 5 月28日	加藤 雅美	高野 宏之	書面監査	平成19年 4 月25日
只見高等学校	平成19年 5 月29日	小松山善継	音高 純夫	書面監査	平成19年 4 月24日
いわき海星高等学校	平成19年 6 月12日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年 4 月26日
勿来工業高等学校	平成19年 6 月12日	加藤 雅美	音高 純夫	実地監査	平成19年 4 月25日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・冷蔵庫の廃棄について、不用決定の手続がなされていない。(只見高等学校)
- ・航海実習において、マグロはえなわ漁の実習中に捕獲したサメのヒレを売却した代金を、漁業習慣から県の収入とせず、実習生の飲食等に充てていた。(いわき海星高等学校)
- ・請負工事の最低制限価格の設定に適切でないものがある。(勿来工業高等学校)
- ・パソコンほか3件の備品購入に当たり、予め行うべき予定価格の決定を行わず、徴取した見積書中の最低価格により決定している。(勿来工業高等学校)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 警察本部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
白河警察署	平成19年 5 月30日	加藤 雅美	高野 宏之	実地監査	平成19年 4 月27日
喜多方警察署	平成19年 6 月12日	高野 宏之		実地監査	平成19年 5 月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・風俗営業遊技機の変更の承認申請手数料の件数について、集計ミスにより証拠紙収入整理簿と証拠紙収入報告書が不整合である。(喜多方警察署)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

監査公表第 1 5 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した県営企業及び県立病院事業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成19年 8 月17日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

監査対象機関 県企業局

執行年月日 平成19年 6 月25日

担当監査委員 小松山 善 継

加 藤 雅 美
 音 高 純 夫
 高 野 宏 之

(工業用水道事業)

第 1 決算及び財務の状況

平成18年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表に適正に表示されているものと認められる。

第 2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、総給水量367,091.672m³で、前年度に比べ、12,341,735m³(3.3%)減少しているが、これは平成17年12月1日に南相馬市(日原町市。以下「南相馬市」と表記)へ譲渡したことによるものであり、他工業用水道の給

水は計画どおり実施されたものと認められる。

また、当年度における建設事業についても、磐城工業用水道事業第2期改築事業の管線（第1工区）配水管布設替工事など、計画どおり実施されたものと認められる。経営成績では、事業収益2,729,789,677円に対し事業費用は2,611,676,566円で当年度の純利益は118,113,111円である。

これは、委託料などの営業費用の減少や企業債支払利息の減少によるものである。次に、事業運営等の観点から以下の事項について適切な対応をとられるよう要望する。

(1) 経営健全化の推進について

工業用水の需給状況については、企業の生産活動が回復基調にあるものの、前年度に引き続き企業解散等による給水廃止やコスト削減による減量契約が増加するなど、依然として厳しい環境にあることから、中・長期的な経営見直しに立った経営管理の推進をはじめ、引き続き、地元自治体、企業、関係機関等との連携強化による新規需要の開拓や外部委託の推進による経費節減など、なお一層の経営の合理化・効率化を推進し、経営の健全化に努められるよう要望する。

また、好間工業用水道については、施設の維持保全業務及び安定供給に必要な業務について地元自治体に業務委託を行っているが、施設完成後は速やかに譲渡することを前提に事業を開始してきた経緯があり、円滑な早期譲渡に向け、引き続き実現を強く要望していく必要がある。

特に相馬工業用水道事業においては新規企業の立地等が進まないことから、また、好間工業用水道については工業用水利用の企業が少ないことから、両工業用水道の施設利用率は約40～50%となっており、多くの未売水を抱え、収支差分を一般会計から負担金で補てんするなど経営は引き続き厳しい状況にある。従来にも増して経済性の原則に基づいた効率的な経営の推進に努めるとともに、関係機関との連携強化による工業用水利用型の企業の立地促進や利用水の有効活用方策などによる工業用水の需要拡大に、なお一層の努力が望まれる。

(2) 工業用水道施設・設備の整備等について

耐用年数の経過により工業用水道施設・設備の老朽化が進んでおり、今後も施設・設備の更新等の設備投資や経費の増加が見込まれ、経営環境は厳しくなるものと予想されることから、中・長期的展望に立った施設・設備の有効かつ計画的な整備により一層努めるとともに、保守点検、修繕等の経費の執行に当たっては、安定給水の確保に向け、適切かつ効率的に行っていく必要がある。

(3) 企業局事業見直し実行計画について

福島県行財政改革推進本部で決定された「企業局事業見直し実行計画」（平成15年6月）及び具体的成果目標等を策定した「企業局事業見直し実行計画成果目標編」（平成18年3月）の取組については、相馬工業用水道において相馬地方広域水道企業団への全面委託実施に伴い、平成19年3月末日をもって相馬事業所を廃止したほか、平成22年度までの給水率65%以上達成に向け、工業用水利用型の企業の立地促進に努めている。また、好間工業用水道においては、いわき市への施設譲渡や新た

な水需要開拓など、関係機関との協議、検討が行われているところであるが、今後とも経済性の発揮及び公共の福祉の増進を基本原則として、改革目標の実現に向けて実効ある取組を行うよう強く要望する。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(県企業局相馬事業所)

事業経営の状況

当所は、平成18年度末に廃止されたが、当年度における給水事業についての事業管理の状況はおおむね適正であると認められた。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

平成18年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表ほか財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

第2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、白河複合型拠点整備事業では工場用地として87,591.65㎡、業務用地として25,778.26㎡、住宅用地として3,558.70㎡が分譲され、また、地域開発事業会計で先行取得していた営手地区（企業局いわき事業所の隣接地）の土地3,889.93㎡について、工業用水道企業会計に譲渡されたところである。当年度末における工業団地等にかかる分譲率は、田村西部工業団地が36.3%、白河複合型拠点整備事業の業務用地等が36.7%及び工場用地が17.7%となっている。

経営成績では、事業収益1,644,478,104円に対し事業費用は4,142,913,973円で、この結果当年度純損失は2,498,435,869円となり、前年度と比較して1,664,417,015円（229.6%）の増加となっている。

次に、事業運営等の観点から以下の事項について適切な対応をとられるよう要望する。

(1) 未分譲地の分譲促進等について

地域開発事業を取り巻く経営環境は、首都圏等で順調な景気動向が続くなか、地方では依然として厳しい状況が続き、また、人口減少にも歯止めがかからない等、事業を取り巻く環境は引き続き厳しいものがある。平成19年度までの完売を目標に職員一丸となって精力的に営業活動を行った結果、白河複合型拠点整備事業において一定の分譲実績を上げたが、まだ多くの造成済未分譲地を抱えている状況にある。当年度決算においても原価割れとなる分譲価格での販売であることから、引き続き多額の純損失が発生し、累積欠損金が拡大するなど、経営状況は極めて厳しく危機的な状況となっており、県民に対して十分な説明を行うとともに、その処理方針について、県として早期に方針を検討されるよう要望する。

なお、造成済未分譲地については、社会経済情勢の変化を踏まえながら、早期に

機動的な販売方策を推進するとともに、経費の節減・見直し等経営の合理化、効率化に一層努める必要がある。

特に休止の状態となっている白河複合型拠点整備事業A・B工区については、分譲の厳しい状況を踏まえ、新たな分譲方法や用途変更を含めた処分方策を検討し、早期に具体化するよう要望する。

さらに、分譲率36.3%の田村西部工業団地については、販売推進の具体的方策を併せて検討するよう要望する。

- (2) 企業局事業見直し実行計画について
福島県行財政改革推進本部で決定された「企業局事業見直し実行計画」（平成15年6月）の取組については、平成19年度までの5カ年で未分譲地完売することを目標に、販売戦略の見直しなどにより多角的な販売活動を展開しているところであるが、年々累積欠損金が増大するなど非常に厳しい状況であることから、地域開発事業のあり方を含め、今後の対策について早期に検討するよう要望する。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 資金の支給に適切でないもの（不足支給額10,640円）がある。

(公営企業資産活用事業)

第1 決算及び財務の状況

平成18年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表ほか財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に行われているものと認められた。

第2 事業経営の状況

当年度における業務運営の状況は、貸付事業を継続して行っているのみである。経営成績では、事業収益が378,597円であるのに対し事業費用は0円となっており、この結果378,597円の当年度純利益となっている。

本事業は、公営企業の資産を活用して、新たな事業の開発調査と出資及び貸付を行うため創設されたところであるが、貸付事業の継続だけで、現在、実質的な事業は実施されていない。

今後の資産活用事業については、地方公営企業の現状及び今後の社会経済状況を十分認識され、事業の存続の必要性について早期に検討されたい。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象機関 県企業局いわき事業所
執行年月日 平成19年6月13日
担当監査委員 加藤 雅美

音高純夫

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況はおおむね適正であると認められた。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 無形固定資産に減価償却額が不足している資産（減価償却誤り）がある。
- ・ 単身赴任手当の支給に適切でないもの（不足支給額18,000円）がある。
- ・ 郵便切手の管理に適切でないもの（翌年度繰越高月平均消費高の11.54月分）がある。

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 平成19年6月25日

担当監査委員 小松山 善 継
加藤 雅美
音高 純夫
高野 宏之

(福島県立病院事業)

第1 決算及び財務の状況

平成18年度における決算及び財務の状況は、損益計算書及び貸借対照表ほか財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

第2 事業経営の状況

県立病院は、9病院1診療所、許可病床数1,474床であり、18年度の患者数は、入院院が延べ247,120人で前年度に比べて58,240人減少し、外来は延べ442,913人で前年度に比べ71,802人減少した。

経営成績では、総収益15,483,659,579円に対し総費用が17,760,532,461円で、純損失は2,276,872,882円と前年度に比べて486,810,313円(27.2%)損失額が増加しており、前年度からの繰越欠損金を加えた累積欠損金は22,195,943,056円に達しており、経営状態は極めて憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、今後の病院事業経営に当たっては、次の事項についての的確な対応を図り、経営改善に資する具体的な施策を実施するとともに、「県立病院改革実行方策」を踏まえ、19年3月に策定された「福島県立病院事業経営改善計画」に沿って、目標実現に向けた行動を着実に実行し、県民に期待され信頼される医療機関として、良質な医療の提供と健全で安定的な経営の両立を実現するよう強く要望する。

(1) 経営基盤の強化について

医師の抜本的処遇改善など安定的な医師確保対策や職員の適正配置により、各病院の診療体制の回復を早期に図るとともに、各病院の枠を超えた薬品等の共同購入の拡大や委託業務の入れ・契約の見直し等による費用の合理化を推進し、医療収益

の確保とともに費用の適正化を図り、経営収支の健全化に取り組みたい。

(2) 医業未収金について

各病院においては未収金回収に一定の努力は認められるものの、過年度未収金は年々増加する傾向にあるので、まず、未収金発生防止の具体策を講じるとともに、未収案件への対応について、事案によっては連帯保証人への請求や法的手段の適用を含む、きめ細かな管理・回収等を的確に行い、より効果的・効率的な未収金回収対策に努められたい。

(3) 県立病院改革について

平成18年度末に廃止された病院にかかる未処分資産については、遊休資産とならないよう、早期の適切な処分がなされるよう要望する。

また、その処分に伴い会計処理上、特別損失が発生する場合には、既処分事例と同様、県民に対し十分な説明を行うとともに、将来の県立病院事業経営に支障が生じないよう、適切に対応されたい。

会津統合病院（仮称）については、基本計画に基づき、具体的な整備が開始されることであるが、施設整備やその運営等の詳細な検討に当たっては、病院事業全体の経営に及ぼす影響に留意しつつ、統合病院の採算可能性についても十分留意して進められるとともに、過疎・中山間地域の医師不足を解消するための仕組みづくりについても、検討されたい。

(病院局)

(1) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増	減
事業収益		197,828,604	198,770,482		△941,878
事業費用		235,203,304	223,366,478		11,836,826
純損失		△37,374,700	△24,595,996		△12,778,704

平成18年度の事業収支は、収益が197,828,604円で前年度に比べ941,878円(0.5%)減少したが、費用は235,203,304円で前年度に比べ11,836,826円(5.3%)増加したため、純損失は37,374,700円と前年度と比べ12,778,704円(52.0%)増加している。

病院局は、県立病院を統轄する機関として包括的に病院事業を運営し、医師の確保対策、高度医療機器の整備や施設の改修等による診療機能の充実、県民の医療確保に努力されているが、県立病院事業の経営状態は極めて憂慮すべきものになっている。

このことから、前述の意見も含め、県立病院改革の目的を達成するため、「県立病院改革に係る基本方針」に基づく「改革実行方策」の確実な進捗管理を行うほか、「病院事業経営改善計画」についての具体的実施計画を早期に策定し、その実施を

図るなど、健全な経営基盤を確立するための方策に積極的に取り組みられるよう要望する。

また、経営改善に当たっては、医療制度の変化に即応する経営体制の強化、民間病院経験者の継続的採用など経営基盤の確立を図るほか、内部管理体制も含めた業務改善の指導の強化や職員研修の充実を図るよう要望する。

さらに、医療安全対策については、全病院において医療事故防止対策委員会の体制の充実強化を一層図るなど、安全管理に万全を期すよう努められたい。

○ 検討事項としたものは下記のとおりである。

・過年度未収金が増加する傾向にあることから、未収金の管理及び回収方法を再検討する必要がある。

検討すべき事項

1 個人医業未収金の発生防止の具体策を検討し、実施を徹底すること。

2 発生した個人医業未収金について、その管理と回収対策を以下の事項に留意して再検討し、統一的な実施を徹底すること。

(1) 管理

病院使用料は、最高裁判例から私債権とされ消滅時効が3年となったことに伴い、債権管理においてより重要となった以下の点に配慮すること。

ア 「督促」の完全実施、効果的な催告の実施

イ 債務の承認ほか、時効中断事由の管理

ウ 債務者死亡による債務継承に関する調査、債務者の現況等基本的な事項の把握のための調査の実施

(2) 回収

ア 連帯保証人がある入院収益については、連帯保証人に対する請求の実施
イ 法的手段の適用を含む回収方法、または債務免除を含む不納欠損の適時的確な判断と実施

(県立リハビリテーション飯坂温泉病院(本宮診療所含む。))

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増	減
入院	院	14,397	32,247		△17,850
	飯坂	14,397	32,247		△17,850
外来	本宮診療所	0	0		0
	外	40,628	44,447		△3,819

飯 坂	29,069	31,986	△2,917
本宮診療所	11,559	12,461	△902

(2) 事業収支 (単位 円)

区分	平成18年度	平成17年	増 減
事業収益	1,363,301,165	1,666,243,171	△ 302,942,006
飯 坂	1,142,121,135	1,443,763,759	△ 301,642,624
本宮診療所	221,180,030	222,479,412	△ 1,299,382
事業費用	1,363,879,889	1,667,181,908	△ 303,302,019
飯 坂	1,142,720,578	1,444,719,635	△ 301,999,057
本宮診療所	221,159,311	222,462,273	△ 1,302,962
純損失(利益)	△ 578,724	△ 938,737	360,013
飯 坂	△ 599,443	△ 955,876	356,433
本宮診療所	20,719	17,139	3,580

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ 14,397人、外来患者数延べ 40,628人であり、前年度に比べて入院は 17,850人 (55.4%)、外来は 3,819人 (8.6%) ともに減少した。

事業収支は、収益が 1,363,301,165円で前年度に比べ 302,942,006円 (18.2%) 減少したが、費用も 1,363,879,889円で前年度に比べ 303,302,019円 (18.2%) 減少したため、純損失は 578,724円と前年度に比べ 306,013円 (38.4%) 減少した。

なお、当病院及び附属本宮診療所ともに、特殊病院及び附属診療所として一般会計から経費補てんの対象であるが、補てん前の損失額は 882,852,511円であり、前年度に比べ 285,387,879円 (47.8%) 増加した。

当病院は附属本宮診療所とともに平成18年度末に廃止されたが、建物等の一部は病

院機能移譲先の医療法人へ平成19年9月末まで貸し付けされていることなどにより、廃止に伴う資産処分は大部分が未完了となっている。

今後、早期の処分が望まれるが、同一建物内に設置されている特別養護老人ホームとの関連に十分留意の上、対応されるよう要望する。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(県立三春病院)

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	平成18年度	平成17年度	増 減
入 院	13,642	16,371	△2,729
外 来	38,770	46,020	△7,250

(2) 事業収支 (単位 円)

区分	平成18年度	平成17年度	増 減
事業収益	1,357,280,677	908,576,540	448,704,137
事業費用	1,546,335,428	1,144,006,632	402,328,796
純 損 失	△189,054,751	△235,430,092	46,375,341

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ 13,642人、外来患者数延べ 38,770人であり、前年度に比べて入院は2,729人 (16.7%)、外来は 7,250人 (15.8%) ともに減少した。

事業収支は、収益が 1,357,280,677円で前年度に比べ 448,704,137円 (49.4%) 増加しており、費用も 1,546,335,438円で前年度に比べ 402,328,806円 (35.2%) 増加したが、純損失は 189,054,761円と前年度に比べ 46,375,331円 (19.7%) 減少した。

当病院は、三春町への移譲に伴い平成18年度末に廃止されたが、残余の個人医業未収金の回収対策など、債権回収に万全を期すよう要望する。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(県立猪苗代病院)

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
人 院		4,802	5,409	△607
外 来		16,847	19,192	△2,345

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
事 業 収 益		864,166,106	635,854,552	228,311,554
事 業 費 用		864,392,893	636,170,801	228,222,092
純 損 失		△226,787	△316,249	89,462

音 高 純 夫

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
人 院		60,583	64,462	△3,879
外 来		15,358	15,590	△232

(2) 事業収支

(単位 円)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
事 業 収 益		1,574,696,600	1,634,066,894	△59,370,294
事 業 費 用		1,574,757,726	1,634,099,382	△59,341,656
純 損 失		△61,126	△32,488	△28,638

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ4,802人、外来患者数延べ16,847人で、前年度に比べ入院は607人(11.2%)、外来は2,345人(12.2%)ともに減少した。

事業収支は、収益が864,166,106円で前年度に比べて228,311,554円(35.9%)増加したため、費用も864,392,893円で前年度に比べて228,222,092円(35.9%)増加したが、純損失は226,787円と前年度に比べ89,462円(28.3%)減少した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされていたが、補てん前の損失額は293,408,599円であり、前年度に比べ18,406,607円(6.3%)減少した。

当病院は、猪苗代町への移譲に伴い平成18年度末に廃止されたが、残余の個人未収金については回収等について適切な処理を行うよう要望する。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立矢吹病院

執行年月日 平成19年6月12日

担当監査委員 加藤 雅美

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ60,583人、外来患者数延べ15,358人であり、前年度に比べ入院は3,879人(6.0%)、外来は232人(1.5%)ともに減少した。

事業収支は、収益が1,574,696,600円で前年度に比べ59,370,294円(3.6%)減少し、費用も1,574,757,726円で前年度に比べ59,341,656円(3.6%)減少しているが、純損失は61,126円と前年度に比べ28,638円(88.1%)増加した。

なお、当病院には一般会計から精神病院増こう経費が補てんされているが、補てん前の損失額は465,990,600円と前年度に比べ78,107,474円(20.1%)増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

当病院は、退院後の生活支援ともなる訪問看護・デイケア等の外来治療に積極的に取り組み、外来収益の確保を図るほか、職員の意識改革や経費の節減対策などにも積極的に取り組んでいるところであるが、平均在院日数の長期化が経営を圧迫する一因となっており、地域の福祉関係施設等との連携強化を図りながら、患者の早期退院や退院後の支援を推進し、平均在院日数の短縮に努め、経営の健全化を図られるよう要望する。

また、県内唯一の公的単科精神科病院として、引き続き県内の精神科医療をリードする役割を果たされるよう併せて要望する。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立喜多方病院
執行年月日 平成19年6月13日
担当監査委員 高野 宏之
第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

年度	平成18年度	平成17年度	増	減
区分				
入院	19,930	20,257		△327
外来	42,636	46,877		△4,241

(2) 事業収支

(単位 円)

年度	平成18年度	平成17年度	増	減
区分				
事業収益	1,026,033,465	964,575,707		61,457,758
事業費用	1,303,653,257	1,197,741,292		105,911,965
純損失	△277,619,792	△233,165,585		△44,454,207

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ 19,930人、外来患者数延べ 42,636人で、前年度に比べ入院は 327人 (1.6%)、外来は 4,241人 (9.0%) とともに減少した。

事業収支は、収益が 1,026,033,465円で前年度に比べて 61,457,758円 (6.4%) 増加したものの、費用も 1,303,653,257円と前年度に比べ 105,911,965円 (8.8%) 増加したため、純損失は 277,619,792円と前年度に比べ 44,454,207円 (19.1%) 増加しており、経営状態は一層厳しいものとなっている。

当病院は、外来予約制導入や診療時間繰り上げ等の患者本位の運営に努め、職員提案による行動指針の策定・実行等、病院運営の改善に取り組んでいるところであるが、なお一層の経営改善に取り組むとともに、今後は特に、会津総合病院への円滑な移行を視野に入れ、会津総合病院との連携を密にしながら、患者の利便性の確保策等を検討するなど、患者サービスの低下を招かないよう要望する。

- 指摘等事項
特に認められなかった。

監査対象公所 県立会津総合病院
執行年月日 平成19年6月13日
担当監査委員 高野 宏之
第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

年度	平成18年度	平成17年度	増	減
区分				
入院	76,575	86,813		△10,238
外来	127,755	141,979		△14,224

(2) 事業収支

(単位 円)

年度	平成18年度	平成17年度	増	減
区分				
事業収益	4,248,133,077	4,657,973,980		△409,840,903
事業費用	5,132,478,539	5,327,363,605		△194,885,066
純損失	△884,345,462	△669,389,625		△214,955,837

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ 76,575人、外来患者数延べ 127,755人で、前年度に比べ入院は 10,238人 (11.8%)、外来は 14,224人 (10.0%) とともに減少した。

事業収支は、収益が 4,248,133,077円で前年度に比べて 409,840,903円 (8.8%) 減少したため、費用も 5,132,478,539円と前年度に比べ 194,885,066円 (3.7%) 減少したが、純損失は 884,345,462円と前年度に比べて 214,955,837円 (32.1%) 増加しており、経営状態は更に厳しいものとなっている。

当病院は、医師確保にあつては民間を含む非常勤医師の招聘や臨床研修医の増員等に努めたほか、病院内に設置した地域連携室の体制強化による紹介患者の増加、診療報酬査定減対策の推進、さらには、未収金の回収策の強化に取り組むなど、経営改善に向け積極的に取り組んでいるところであるが、今後は特に、統合病院への円滑な移行を視野に入れた医療機能の充実強化を図るとともに、会津地方における公立病院の

中核的医療機関として診療体制の整備に努め、より一層の経営改善を推進されるよう要望する。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 現金の取扱いに適正でないものがある。

〔事実〕

平成18年12月の出納検査において、9月末の試算表と現金引継書の数字が合致していないことを指摘されているにもかかわらず、平成19年2月26日に出張徴収した現金15,710円について、金庫に保管したまま3月2日まで銀行への払い込みを怠った結果、2月末の試算表の現金残高と現金引継書の残高が一致していない。

〔是正改善の意見〕

現金の管理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

- ・ 預り金の調定期間に適切でないものがある。

〔事実〕

前回の定期監査において、固定資産の使用許可に係る管理経費については、発生の都度毎月調定するよう指導されたにもかかわらず、平成18年7月分から平成19年3月分までの管理経費（電気料）9か月分をまとめて平成19年2月に調定している。

- 1 納入義務者 乙社団法人

- 2 調定年月日 平成19年2月15日

- 3 調定額 14,791円（7月～3月分）

〔是正改善の意見〕

預り金の調定に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行い、早期収納を図ること。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 小切手の取扱いに適切でないもの（金額表示が不適切な小切手の使用）がある。
- ・ 収入の調定期間に適切でないもの（1か月以上遅延）がある。
- ・ 住居手当の支給に適切でないもの（支給対象とならない者への誤支給 35,000円）がある。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成19年6月12日

担当監査委員 高野 宏 之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

年度	平成18年度	平成17年度	増 減
区分			
入 院	7,651	7,877	△226
外 来	20,995	23,166	△2,171

(2) 事業収支 (単位 円)

年度	平成18年度	平成17年度	増 減
区分			
事 業 収 益	568,104,244	734,165,000	△166,060,756
事 業 費 用	568,565,208	735,210,291	△166,645,083
純 損 失	△460,964	△1,045,291	584,327

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ7,651人、外来患者数延べ20,995人で、前年度に比べ入院は226人(2.9%)、外来は2,171人(9.4%)ともに減少した。事業収支は、収益が568,104,244円で前年度に比べて166,060,756円(22.6%)減少したが、費用も568,565,208円で前年度に比べ166,645,083円(22.7%)減少したため、純損失は460,964円と前年度に比べ584,327円(55.9%)減少した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされており、補てん前の損失額は180,138,618円と前年度に比べ50,440,268円(21.9%)減少しているが、経営状態は引き続き厳しい状況である。

当病院は、中山間地域を診療圏とする厳しい経営環境にあるが、住民の地域医療に対するニーズは高く、地域に親しまれる病院づくりを着実に推し進めて来ている。今後とも、地域に密着した医療の提供を推進するため、地域の医療機関・保健福祉関係機関等との連携を強化しながら、へき地拠点病院としての中核的な役割を果たすよう、地域医療の確保に一層尽力されることを要望する。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象公所 県立南会津病院

執行年月日 平成19年6月12日

担当監査委員 高野 宏 之

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数 (単位 人)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
入 院		19,990	32,956	△12,966
外 来		72,420	82,790	△10,370

(2) 事業収支 (単位 円)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
事 業 収 益		2,528,275,810	2,777,744,767	△249,468,957
事 業 費 用		2,528,932,949	2,778,733,852	△249,800,903
純 損 失		△657,139	△989,085	331,946

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ19,990人、外来患者数延べ72,420人で、前年度に比べ入院は12,966人(39.3%)、外来は10,370人(12.5%)ともに減少した。事業収支は、収益が2,528,275,810円で前年度に比べて249,468,957円(9.0%)減少したが、費用も2,528,932,949円で前年度に比べて249,800,903円(9.0%)減少したため、純損失は657,139円と前年度に比べ331,946円(33.6%)減少した。

なお、当病院は不採算地区病院として一般会計から経費を補てんされているが、補てん前の損失額は543,843,716円で前年度に比べ250,597,807円(85.5%)増加しており、経営状態はさらに厳しいものとなっている。

当病院は、南会津地域保健医療圏の中核病院であり、地域住民の期待は極めて大きいものがあり、患者サービスの向上に努めてきたところであるが、今後は、さらに、医師の安定的確保を始め、地域の医療・保健福祉関係機関との連携を強化しながら、診療体制や医療機能の充実を図るとともに、経営改善に二層努力されるよう要望する。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

- 指導事項
 - ・ 賃金支弁職員の年次有給休暇の付与に関して適切でないもの(年次有給休暇の不付与)がある。
 - ・ 賃金の支給に適切でないもの(支給単価の誤り、過支給17,080円)がある。

監査対象公所 県立大野病院

執行年月日 平成19年6月13日

担当監査委員 加藤雅美
音高純夫

第1 事業経営の状況

(1) 取扱患者数

(単位 人)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
入 院		29,550	38,968	△9,418
外 来		67,504	94,654	△27,150

(2) 事業収支 (単位 円)

区分	年度	平成18年度	平成17年度	増 減
事 業 収 益		1,755,839,831	2,286,632,095	△530,792,264
事 業 費 用		2,642,333,258	2,910,791,516	△268,458,258
純 損 失		△886,493,427	△624,159,421	△262,334,006

第2 経営管理の状況

平成18年度の利用状況は、入院患者数延べ29,550人、延外来患者数67,504人で、前年度に比べ入院は9,418人(24.2%)、外来は27,150人(28.7%)ともに減少した。事業収支は、収益が1,755,839,831円で前年度に比べて530,792,264円(23.2%)減少したため、費用も2,642,333,258円と前年度に比べて268,458,258円(9.2%)減少したが、純損失は886,493,427円と前年度に比べ262,334,006円(42.0%)増加しており、経営状態は一層厳しい状況である。

当病院は、電源立地地域である双葉地方の中核的医療機関として、地域の医療機関等との連携を図りながら診療体制や医療機能の充実が求められており、地域住民に親しまれ信頼される病院、患者の立場に立った安全・安心な医療を提供する病院を真に確立するため、職員一丸となって経営改善に努められるよう強く要望する。

なお、平成18年度における医療法上の医師の充足率が約7割と低いものとなっていることから、医師の補充が喫緊の課題であり、適切な対応に努められたい。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適

切な事務処理に努めること。
 指摘事項
 ・ 医業収益の計算が過大である。

「事実」

前回の定期監査において、収益の測定を怠ったことについて指導されたにもかかわらず、未収金である患者Aに係る入院収益に測定誤りがあり、再測定したものの当初測定の減額を怠ったため、医業収益の計算が過大となっている。

患者Aの入院収益	
誤	17件 3,409,500円
正	14件 2,632,320円
過大	3件 777,180円

「是正改善の意見」

入院収益の測定に当たっては関係規程に基づき適正に行い、医業収益の計算を正確に行うこと。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。指導事項
- ・ 固定資産の使用許可手続きに適切でないもの（土地使用許可の不更新）がある。

監査公表第16号

平成19年 5 月11日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年 8 月17日

福島県監査委員	小松山 善 継	福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美	福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	音 高 純 夫	福島県監査委員	音 高 純 夫
福島県監査委員	高 野 宏 之	福島県監査委員	高 野 宏 之
福島県監査委員	高 野 宏 之	19 財 第 1583 号	平成19年 5 月31日

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成19年 4 月24日付け19福監第68号により報告のあった定期監査の結果に関しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
大笹生学園
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項 (過払い及び不足払い) 賃金の支給に適切でないものがある。 (事実の概要)</p> <p>1 臨時技術補助員Bに係る基本賃金、通勤手当加算賃金、休日勤務割増賃金及び深夜勤務割増賃金の支給について、不足支給又は過支給となっている。</p> <p>(1) 基本賃金について、平成18年12月分の単価を誤り、また、平成18年9月分及び平成18年12月分の勤務日数を誤って支給したため、不足支給となっている。 正 当 支 給 額 323,550円 (9 月 分 7,320円 × 23日、 12月分 7,390円 × 21日) 既支給額 307,440円 (9 月 分 7,320円 × 22日、 12月分 7,320円 × 20日)</p> <p>不足支給額 16,110円</p> <p>(2) 通勤手当加算賃金について、往復距離を基に算定し、また、平成18年9月分及び平成18年12月分の通勤日数を誤って支給したため、過支給となっている。 正 当 支 給 額 59,064円 (552円 × 107日) 既支給額 115,920円 (1,104円 × 105日)</p> <p>過支給額 56,856円</p> <p>(3) 休日勤務割増賃金及び深夜勤務割増賃金について、平成18年</p>	<p>臨時技術補助員B、Cに係る賃金の過支給額のうち、法定控除分（雇用保険料、所得税）を除いた額について、本人から賃金に戻入した。 また、過控除となっている雇用保険料を雑入から、同じく過控除となっている所得税を歳入歳出外現金から、それぞれ賃金に戻入した。</p> <p>・ 本人からの返納分 74,930円 臨時技術補助員B 35,884円 (19. 4. 23納入)</p> <p>臨時技術補助員C 39,046円 (19. 4. 20納入)</p> <p>・ 雇用保険料分（雑入からの戻入） 640円 臨時技術補助員B分 324円 (19. 4. 27納入)</p> <p>臨時技術補助員C分 316円 (19. 4. 27納入)</p> <p>・ 所得税分 (歳入歳出外現金より戻入) 4,470円 臨時技術補助員B分 4,280円 (19. 4. 27納入)</p> <p>臨時技術補助員C分 190円 (19. 4. 27納入)</p>

<p>12月分の単価を誤って支給したため、不足支給となっている。 正当支給額 26,825円 (1,300円×16H + 241円×25H) 既支給額 26,567円 (1,287円×16H + 239円×25H) 不足支給額 258円</p> <p>2 臨時技術補助員Cに係る基本賃金、通勤手当加算賃金について、過支給となっている。 (1) 基本賃金について、平成18年12月分の単価を誤り、また、平成18年12月分の勤務日数を誤って支給したため、過支給となっている。 正当支給額 220,920円 (10,520円×21日) 既支給額 231,440円 (10,520円×22日) 過支給額 10,520円</p> <p>(2) 通勤手当加算賃金について、往復距離を基に算定し、また、平成18年10月分の通勤日数を誤って支給したため、過支給となっている。 正当支給額 33,784円 (328円×103日) 既支給額 62,816円 (604円×104日) 過支給額 29,032円</p>	<p>上記のとおり、賃金、雇用保険料及び所得税について、指摘事項の是正を図った。 今後はかかることのないよう、適正な会計処理に努めるとともに、内部のチェック機能が働くように努めてまいります。</p>
---	--

<p>1 監査対象 浜高等技術専門学校</p> <p>2 指摘事項及び措置の状況について</p>	<p>定期監査に係る措置状況について</p>
---	------------------------

<p>・職業能力開発校授業料の免除に係る取扱いに検討を要するものがある。 平成17年度において職業能力開発校条例の一部改正があり、平成18年度以降の高等技術専門学校入学者は授業料を納めなければならないこととなったが、経済的理由など一定の要件に該当する場合には、申請に基づき授業料を免除することができることとされ、同条例施行規則において免除に関する取扱いが定められた。 施行規則に定める授業料の免除に関する規定には、その取扱いに整合性又は適切を欠くものが見受けられることから、その是正について検討を要する。</p> <p>1 授業料の免除申請において、施行規則第13条第2項及び高等技術専門学校授業料徴収等事務処理要領（以下「要領」という。）第6、5の規定により学費負担者の経済状況調査に市町村長が発行する所得証明書及び課税証明書等を添付して提出することとされているが、施行規則第14条において授業料の免除を受けた者が、引き続き次の納入期限の授業料を同一の理由により免除を受けようとするときは、施行規則第13条第2項に掲げる書類の提出を要しない旨規定している。</p> <p>施行規則第14条の規定は、学費負担者の直近の状況に基づき免除の要否を判断するという免除の趣旨に照らし妥当性に疑問があり、また、前期分の授業料については前々年所得が基準額を超えているため免除に該当しないが、前年所得が基準額以内</p>	<p>職業能力開発校授業料の免除に係る取扱いについては、施行規則に定める授業料の免除に関する規定と高等技術専門学校授業料徴収等事務処理要領（以下「要領」という。）の見直しを行い、授業料の免除申請における事務処理を適正に行うこととした。 また、各高等技術専門学校に対しても、職業能力開発校授業料の免除に係る取扱いを適切に処理するよう指導することとした。</p> <p>1, 2, 3 関連措置 授業料の免除申請においては、直近の状況に基づき免除の要否を判断するという趣旨から、施行規則第14条の規定（引き続き同一の理由によって免除を受けようとするときは、施行規則第13条第2項各号に掲げる書類の提出を要しない旨を規定）を削除し、要領第6、5の規定との整合性がとれるよう施行規則を一部改正した（平成19年度施行）。</p> <p>また、要領第6、5に定める添付資料のうち、所得証明書及び課税証明書の年度表記の誤り等を訂正し、要領を改正した（平成19年度施行）。</p>
---	--

<p>指 摘 ・ 検 討 事 項</p>	<p>措 置 状 況</p>
----------------------	----------------

であるため後期授業料は免除に該当するようなケースとの判断基準の統一性に欠けること、さらにこの規定と要領第6、5に定める申請に添付すべき書類の取扱いが相反するものであることから運用解釈に混乱を生じる懸念があり、これら諸規定の整合性を確保し、負担の均衡と制度運営の公明性を高めるため、検討を要する。

2 施行規則第12条第2項第3号の「特に授業料を免除する必要があると認められる場合」の要件を定めた要領第5、2、三、アにおいて、「地方税法第295条第1項第2号により市町村民税が非課税の場合」としており、この税法の規定では障害者など一定の人的要件の範囲を定め、さらに「前年の合計所得金額が125万円を越える場合を除く」とされているが、要領第6、5の表第3段において、前期分申請における添付資料は前年度表記は前々年度の証明書としており、この間の整合性がとれていない。

3 要領第6、5に定める添付資料のうち、所得証明書及び課税証明書の年度特定に以下のとおり誤りがある。

(申請時期)	(正誤)	(年度表記)
(1)前期分(4月申請)	誤(現行)	前々年度の証明書 正 前年度の証明書
(対象となる所得)		
申請年度の3年前の所得		
申請年度の2年前の所得		
(2)後期分(10月申請)	誤(現行)	前年度の証明書 正 当該年度の証明書
申請年度の2年前の所得		
申請年度の前年所得		

※個人の場合、平成17年分の所得に対し、市町村民税

は平成18年度の課税となる。

4 施行規則第13条における他の引用条項の特定に誤りがある。

4 施行規則第13条における他の引用条項の誤り等についても、前述の規則改正に併せて整理した。

監査公表第17号

平成19年5月11日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成19年8月17日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 夫
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 19教総第132号
 平成19年5月31日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 夫
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 関

定期監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成19年4月24日付け19福監第68号により報告のあった定期監査の結果に関しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象公所
 - 二本松工業高等学校(指摘)
 - 安積高等学校(指摘2件)
 - いわき光洋高等学校(指摘)
- 2 指摘事項及び措置の状況について別紙のとおり

二本松工業高等学校

(別紙)

指 摘 事 項	措 置 状 況
---------	---------

<p>○指摘事項 (管理) 前渡資金の精算手続に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 常時資金として資金前渡を受けた使用料及び賃借料について、精算がなされていない。</p> <p>資金前渡年月日 平成18年 6月16日 資金前渡額 5,000円 払出年月日 平成18年 6月19日 払出額 1,100円 精算額 3,900円</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 前渡資金の精算に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、県財務規則第115条及び「常時資金の取扱方法等について(平成10年 3月30日付け10財第179号総務部長通知)」に基づき、次のとおり処理しました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう事務の適正な執行について、指導を徹底してまいります。</p> <p>「前渡資金精算書」(平成18年 6月分～平成19年 3月分)及び「戻入調書」(精算額3,900円)を作成の上で、平成19年 4月20日に収納局審査指導グループの確認を受けました。</p>
<p>安積高等学校 (別紙)</p> <p>指摘事項</p> <p>○指摘事項 (管理) 歳入の調定事務に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 1 1年生Aの授業料の前納申出が平成18年 6月にあつた際に、本来は前納分に係る歳入調定を行うべきところ、7、8月分の調定以降、調定控除数として算定しながら、19年 2、3月分までの9か月分86,400円の歳入調定を行っていない。</p>	<p>措置状況</p> <p>左記の指摘事項については、次のとおり追給及び返納の処理を行いました。調定事務にあたり、点検・確認を十分に行わなかったため、調定が欠落してしまいました。今後は、学校において、事務処理の流れを再確認してチェックリストを作成し、調定漏れが起らないよう内部のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めるよう指導を徹底してまいります。</p> <p>1 について 平成19年 2月21日に調定しました。</p>
<p>2 授業料免除決定者について171,600円の減額調定を行っていない。</p> <p>(1) 平成18年 4月14日付け免除決定者Bほか10名及び4月20日付け免除決定者Cほか1名についての4月分の授業料 123,600円</p> <p>(2) 平成18年 4月21日付け免除決定者Dについての5、6月分の授業料 19,200円(5、6月分についての調定控除の遺漏)</p> <p>(3) 平成18年 7月3日付け免除決定者Eについての7、8月分の授業料 19,200円</p> <p>(4) 平成18年10月13日付け免除決定者Fについての10月分の授業料 9,600円</p>	<p>2(1)について 平成19年 2月20日に減額調定しました。</p> <p>2(2)について 平成19年 2月21日に減額調定しました。</p> <p>(3)について 平成19年 2月21日に減額調定しました。</p> <p>(4)について 平成19年 2月21日に減額調定しました。</p>
<p>(是正、留意・改善の意見) 歳入の調定に当たっては、内部チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p> <p>3 4月時点での休学者Gほか4名の休学者について、4月分の授業料の調定基礎員数に含めたままで、かつ46,500円を誤って48,000円と算定して歳入の調定を行い、その後、減額調定を行っていない。</p>	<p>3について 平成19年 3月7日に減額調定しました。</p> <p>左記の指摘事項については、次のとおり内部牽制機能強化を図りました。</p>
<p>○指摘事項 (管理) 支出事務において内部牽制が機能していない。</p> <p>(事実の概要) 1 御宿分校敷地賃借に係る土地賃借料支払い漏れによる翌年度予算の支出</p>	<p>支出事務にあたり、事務処理のチェック機能が働いていなかったため、適時の支出ができませんでした。今後は、2名副担当制の機能をより発揮し、事務の進</p>

<p>分校敷地の賃貸人から平成17年度分の土地賃借料313,397円の請求が平成18年 4月20日付でなされたが、契約により請求から30日以内に支払うべきところ、支出手続を行わないまま出納整理期間を経過したため、平成17年度予算による支払いが不能となり、平成18年度予算による追加配分を受け、過年度支出分として平成18年 7月31日に支出している。</p> <p>2 交際費支出及び常時資金不用残戻入漏れによる翌年度予算の処理 平成17年度に発生した交際費2件16,800円 (H17. 11. 19請求の8,400円とH18. 3. 18請求の8,400円) を支出手続をしないまま出納整理期間を経過したため、当該年度予算による支出が不能となり、平成18年度予算による追加配分を受けて支払った。また、これに関連して常時資金用預金口座の不用残額3,200円を平成17年度出納整理期間までに県の一般会計への戻入手続を怠ったため、年度を越えた平成18年 7月 7日に平成18年度分の雑入として一般会計に戻し入れている。</p> <p>(是正、留意・改善の意見) 会計に関する事務執行に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、事務の進捗管理と点検確認を行い、内部牽制体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>渉管理と点検確認を行うとともに、管理職員によるチェックを徹底してまいります。</p>
<p>いわき光洋高等学校</p>	<p>(別紙)</p>
<p>○指摘事項 (管理) 職員手当の支給に適切でないものがある。</p> <p>(事実の概要) 1 教員Aに係る通勤手当について、運賃等の負担額の変更に伴う通勤届が提出されていたものの認定手続が行われていないため、過支給となっている。 また、高速自動車国道等利用職員にあつては、1か月のうち、利用しない日数が7日を超えると、高速自動車国道等利用料金を支給しないことになっているにもかかわらず、領収書の提出がなく利用回数等の確認がなされていないため、過支給となっている。 正当支給額 464,078円 (5月～11月) 既支給額 673,050円 (5月～11月) 過支給額 208,972円</p> <p>2 教員Bに係る通勤手当について、勤務実績がないにもかかわらず支給したため、過支給となっている。 正当支給額 0円 既支給額 15,000円 過支給額 15,000円</p> <p>3 前回の監査で口頭指導した平成17年度の特殊勤務手当に係る不足支給(6,400円) について、今回の監査時まで処理されていない。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり追給及び返納の処理を行いました。 今後は、このようなことがないよう事務の適正な執行について指導を徹底してまいります。</p> <p>1 について 平成19年 2月例月給与で戻入しました。</p> <p>2 について 平成19年 2月 7日戻入処理を行い、同月16日に収入しました。</p> <p>3 について 平成19年 3月 8日支出しました。</p>
<p>指 摘 事 項</p>	<p>措 置 状 況</p>

(是正、留意・改善の意見)
職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認の上、適正に行うこと。また、事務処理を適時適切に行うとともに、チェック体制を確立すること。

監査公表第18号

平成19年3月16日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成19年8月17日

福島県監査委員	小松山 善 継	福島県監査委員	小松山 善 継
福島県監査委員	加 藤 雅 美	福島県監査委員	加 藤 雅 美
福島県監査委員	音 高 純 夫	福島県監査委員	音 高 純 夫
福島県監査委員	高 野 宏 之	福島県監査委員	高 野 宏 之
福島県監査委員	高 野 宏 之	19 財 第 1581 号	平成19年5月31日

福島県知事 佐藤 雄平 閣
財政的援助等監査に係る措置状況について(通知)
平成19年3月9日付け18福監第161号により報告のあった財政的援助等監査の結果に関しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

- 1 監査対象法人等 学校法人郡山開成学園
- 2 所管部局 総務部
- 3 指摘・検討事項及び措置の状況について

指摘・検討事項	措置状況
「指摘事項」 補助対象経費に適切でないものがある。	当該経費に係る補助金の過大交付額については、平成19年2月に返還し、今後、

補助事業の適正な執行に努めることとした。
県としては、適正に事業執行されるよう補助事業に関する適正な審査及び補助金交付団体に対する指導を徹底することとした。

「事実」
私立学校授業料軽減事業補助金交付申請に当たって、補助の要件に該当しない者1名に係る金額を含めている。
正当計上額 19,740,000円
誤 計上額 19,980,000円
過大計上額 240,000円

「是正、留意・改善の意見」
補助金の交付申請に当たっては、補助金交付要綱等に基づき適正に行うこと。

- 1 監査対象法人等 財団法人福島県産業振興センター
- 2 所管部局 商工労働部(商工総務領域)
- 3 指摘・検討事項及び措置の状況について

指摘・検討事項	措置状況
<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整準備金の積立及び活用について、検討を求めた。 <p>財政調整準備金は、平成13年度の包括外部監査において、次年度事業引当金が利益調整のための引当金に当たるため改善を求められたことに伴い、事業の長期的・継続的な視点から次年度の事業計画・当初予算を計上するため「設けられた科目である。高工業人材育成事業においては、平成17年度に予算額19,900千円に対し、24,000千円の財政調整準備金を積み立てているが、昨年度の積立分23,100千円の取り崩しを行っており、実質的には、前年度と比較して900千円増加し</p>	<p>財団法人福島県産業振興センターにおいては、平成18年度からは「公益法人会計」に会計基準の変更を行っているため、「余剰金」の概念は無くなっているが、これまでの「余剰金処分」に替わる「特定資産の積立及び取崩」の中で、検討事項として記載があった「財政調整準備金」を、「収支差額変動準備積立預金」と勘定科目名称を変更して計上することとし、その積立及び取崩しについては「公益法人会計基準」の定めるところにより、財務諸表に対する注記の中で、期首残高と期末残高との対比を記載することでの増減を明らかにし、理事会の承認を得ることとした。</p>

<p>ている。</p> <p>しかしながら、900千円を新たに財政調整準備金に積み立てることにより、経常利益及び当期剰余金が900千円減額されており、依然として財政調整準備金が利益調整の性格を有している。</p> <p>このため、新たな財政調整準備金を行う場合は、収益費用計算書で財政調整準備金繰入を行うのではなく、剰余金処分計算書において、財政調整準備金として積み立てるなど、積立の手續きについて検討を要する。</p> <p>また、「公益法人の設立許可及び指導基準」(平成8年9月20日閣議決定)では、「いわゆる『内部留保』については、公益事業の適切かつ継続的な程度とすること。」とされており、財政調整準備金の活用方法について検討を要する。</p>	<p>また、その活用方法についても、平成18年12月に策定した「中期経営計画」の中で、当センターの自主企画事業である各種セミナー等をより積極的に実施することとした。</p> <p>県としては、財務諸表に対する注記において、特定資産の期首残高と期末残高を記載し、その増減を明示するなど、公益法人会計基準に基づく適切な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>また、当該特定資産の活用方法については、適切かつ継続的な事業執行を踏まえつつ、商工業人材育成事業の趣旨に沿った積極的な展開を図るよう指導した。</p>
---	--

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等
社団法人福島県林業公社
- 2 所管部局
農林水産部(森林林業領域)
- 3 指摘・検討事項及び措置の状況について

指摘・検討事項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 県長期借入金の計上に適切でないものがある。</p> <p>「事実」 県からの長期借入金について、借入の契約がなく借入の実態がないにもかかわらず、県の翌年度予算が確定したことをもって、借入が確定であると</p>	<p>公社の会計処理においては、全ての費用及び収益をその支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てるといふ発生主義の原則に基づいた処理を行うこととしている。</p> <p>したがって、県の翌年度予算が確定したということ判断基準に当該年度の借入金として会計処理している県からの長</p>

<p>て当該年度に計上しているものがある。</p> <p>また、その額を「預け金」の勘定科目に入れ、流動資産が増加したこととして計上していることから収支計算書、貸借対照表等決算諸表が正しく表示されていない。</p> <table border="1" data-bbox="1141 1310 1252 1615"> <tr> <td>正当計上額</td> <td>751,909,000円</td> </tr> <tr> <td>誤 計上額</td> <td>1,038,911,433円</td> </tr> <tr> <td>過大計上額</td> <td>287,002,433円</td> </tr> </table> <p>「是正、留意・改善の意見」 県長期借入金の計上に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	正当計上額	751,909,000円	誤 計上額	1,038,911,433円	過大計上額	287,002,433円	<p>期借入金の借入れについては、発生主義という会計原則に基づきその事実の発生があった時点において借入金として計上する会計処理に改め、平成18年度決算から対応することとした。</p> <p>また、当該会計処理に伴い収支計算書、貸借対照表等の決算諸表についても、当公社の経営状況が正しく表示されたものとするよう改めることとした。</p> <p>県としては、発生主義という会計原則に基づき、県からの長期借入金の借入については、発生があった時点において借入金として計上するよう指導することとした。</p>
正当計上額	751,909,000円						
誤 計上額	1,038,911,433円						
過大計上額	287,002,433円						

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等
財団法人福島県下水道公社
- 2 所管部局
土木部(都市領域)
- 3 指摘・検討事項及び措置の状況について

指摘・検討事項	措 置 状 況
<p>「検討事項」 浄化センター維持管理業務委託の日常清掃について検討を要するものがある。</p> <p>「事実」 県から受託している阿武隈川流域下水道維持管理業務及び下水汚泥処理業務のうち、浄化施設の運転操作や保守点検及び修繕等に係る浄化センター維持管理業務の再委託に当たり、管理棟廊下や会議室等共有スペースの日常清掃業務を含めて行っている。</p> <p>日常清掃業務の委託については、一般の清掃業者でも実施可能なことや、</p>	<p>今後、日常清掃業務委託費の積算については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務積算基準」等を使用することとし、積算根拠の統一を図りたいと考えています。</p> <p>また、日常清掃業務については、同業務を分離発注を行いたいと考えています。県としては、民間活力の活用及び経費削減を図る観点から、維持管理業務の一般的な見直しを行っているところであるが、日常清掃業務についても、最も経費の削減効果ができる発注方法を採用するよう指導した。</p>

委託費種算において浄化センター毎の採用単価にばらつきが見られることなどから、当該業務の分離発注及び種算根拠の統一について、検討を要する。

監査公表第19号

平成19年3月16日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成19年8月17日

福島県監査委員	小松山 善 美 継	福島県監査委員	小松山 善 美 継
福島県監査委員	加 藤 雅 純 夫	福島県監査委員	加 藤 雅 純 夫
福島県監査委員	音 高 純 之	福島県監査委員	音 高 純 之
福島県監査委員	高 野 宏 之	福島県監査委員	高 野 宏 之

福島県教育委員会委員長 印

財政的援助等監査の結果に係る措置状況について (通知)

平成19年3月9日付け18福監第161号により報告のあった財政的援助等監査の結果に
関しては、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定によ
り通知します。

記

- 1 監査対象法人 財団法人福島県学術教育振興財団
- 2 指摘事項及び措置の状況について 別紙のとおり
- 3 財政的援助等監査に係る措置状況について 財団法人福島県学術教育振興財団

指 摘 ・ 検 討 事 項	措 置 状 況
[指摘事項]	

収益計上の算出に適切でないものがある。

「事実」

平成13年度に基本財産として購入した中期国債ファンド及び平成14年度に基本財産から運用財産にした中期国債ファンドが毎年利息を発生しているにもかかわらず、購入以来基本財産利息収入として計上されていない。

年 度	未計上収益額
平成13年度	97,693円
平成14年度	18,610円
平成15年度	7,916円
平成16年度	5,727円
平成17年度	9,467円
合 計	139,413円

「是正、留意・改善の意見」
損益計上に当たっては、公益法人会計基準に基づき適正に行うこと。

左記の指摘事項については、債権台帳を整備するとともに、平成19年1月31日に基本財産利息収入の計上処理を行いました。
今後は、利息収入の計上処理を適切に行います。

県としては、公益法人会計基準に則した適正な利息収入の計上処理を指導しました。

監査公表第20号

平成18年12月1日監査公表第29号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成19年8月17日

福島県監査委員	小松山 善 美 継
福島県監査委員	加 藤 雅 純 夫
福島県監査委員	音 高 純 之
福島県監査委員	高 野 宏 之

19 財 第 2849 号
平成19年7月20日

福島県監査委員 小松山 善 美 継
福島県監査委員 加 藤 雅 純 夫
福島県監査委員 音 高 純 之
福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 佐藤 雄平 閣
 平成18年度行政監査に係る措置状況について (通知)
 平成18年11月16日付け18福監第117号で報告のあった行政監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
NPOとの連携事業について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 行政監査対象業務の監査結果 2 概要ヒアリングのみを実施した事業～監査結果及び所見 (1) 本庁機関 ア 総務部 ① No.1 「分権宣言進化プログラム策定」 プログラム策定中、「住民提案型アウトソーシング」においては、「協働」による委託形態のモデル事業として構築していくよう検討していくべきである。 (行政経営グループ)</p>	<p>住民提案型アウトソーシングは、住民の発想に基づく業務運営手法の確立や、様々な形で住民が参画する県政を推進する観点から、住民からの提案に基づくとアウトソーシングとして導入するものである。 この理念を具現化するために、①地域の実情に応じた住民の主体性発揮、②業務の質向上、③費用対効果の視点から住民の提案を受け付けることとして制度構築中である。 制度構築に当たっては、単に業務の受委託関係ではなく、住民と県とが適切な役割分担に基づいて協働して業務遂行できるよう、具体的な提案内容は、業務の手法のみならず、県との役割分担や協働手法についての提案についても受け付ける仕組みを取り入れる。 なお、受け付けた提案については、審査委員会(仮称)によって審査し、審査内容を公表するとともに、採択となった提案についても、提案者と県の両者で十分に議論して磨き上げて、より高い効果が創出できるようにしていく。</p>

② NPO支援税制においては、寄付控除制度の拡大などNPO側のニーズが十分伝わっていないため、県民文化グループとも連携の上、税制度の見直し検討を行うべきである。
 (税務企画G)

イ 企画調整部

① No.5 「環境学習・教育プログラム開発等業務」及びNo.6 「総合的水管理計画策定にかかる調査等業務」の両事業については、単独随意契約の根拠が弱いため、今後、同様の事業を実施する場合には、できる限り公募により委託先を選定するなど、より参入機会の透明性の確保を図りたい。(首都機能移転・超学際G)

ウ 生活環境部

① No.9 「平成17年度NPOスキルアップ講座運営業務」の事業において、新産業創出分野における「プレインキューベーション推進事業」等を参考に、非営利組織分野の起業家を育成するため、より実践的な企画内容のブラッシュアップ機会の提供に努めるよう検討すべきである。
 (県民文化G)

NPO支援税制については、税制上の枠組みを踏まえつつ、NPO所管部局と税務担当部局の連携のもとに必要に応じて税制上の支援策の見直しについて検討していくこととした。

① 専門性の高い講座は参加率が低調であったことから、NPOのニーズを把握し、費用対効果が発揮される講座運営に努めてきたところである。より実践的な講座のニーズがあれば今後検討することとする。

なお、NPOからの事業企画提案があれば、担当グループ等との意見交換の機会を設けるなど事業化に向けた協議の場の設定を検討していく。

② No.11 「うつくしま未来博メモリアルからくり民話茶屋4周年記念「夏の民話祭」及び12「うつくしま民族継承事業「ふくしま七つの生活圏・七つの盆唄まつり」の「後援」事業については、事業実施後の状況を把握しておくべきである。
 (県民文化G)

② 事業実施後の状況把握は個別ケースで判断されるものであり、必要に応じて事業実施後の状況把握に努めたい。
 なお、「ふくしま協働推進アクションプログラム」(以下「アクションプログラム」という。)において、「後援する場合、行政は、事業の実施状況について把握しておく姿勢が

③ No13 「公益信託うつくしま基金」については、申請団体間の平等な権利確保の観点からも、受託者における助成事業の適切な進捗管理・運用について指導されたい。
(県民文化G)

④ No14 「災害ボランティア連絡協議会」においては、新指針の整備を急ぐとともに、即時対応可能な初動体制等の構築に備えた協議会活動の活性化に努める必要がある。
(災害対策G)

⑤ No17 「CO₂削減モデル地区業務委託」は、単独随意契約の根拠が十分とは言えず、今後同様の事業を実施する場合には、できる限り環境関係NPOやコンサル、地元団体等を対象とした公募により委託先を検討すべきである。
(環境活動推進G)

⑥ No25 「阿賀川・荒川一清流大河発見実現事業」において、参加対象者の検討を行うとともに、新潟県も含めた流域全体のネットワーク形成を旨とした推進体制を段階的に構築していくよう努められたい。
(水環境G)

エ 保健福祉部

① No26 「まちなかフェスタ2005映画

大切です。」と明記したとともに、職員への周知を図っていく。

③ 公益信託の制度的な枠組みを踏まえ、基金の目的が最大限に発揮できるよう、社会ニーズに対応した助成内容の点検、見直しなど、受託者における適正な運営等について、働き掛けていきたい。

④ 平成19年3月22日に新指針の整備のための会議を開催いたしました。今後も発災時におけるボランティアの対応に関すること、災害ボランティアの育成に関すること、行政機関とボランティア関係団体の役割分担に関すること等についての検討を行うため、協議会活動を実施して参ります。

⑤ CO₂削減モデル地区事業は平成17年度からの継続事業であり、当時、その業務を遂行できる能力を持ち合わせている機関ということで随意契約に至ったものである。
今後、同様の事業を実施する場合は、広く公募をした上で、委託先を検討することとしたい。

⑥ 本事業は平成17年度で終了したものであるが、今後同様の事業を実施する場合には、参加対象者の検討を行うとともに、できる限り流域全体のネットワーク形成を旨とした推進体制の構築が図られるよう努めることとしたい。

当該事業については、団体から報告

上映会し、30「まちなかフェスタ2005」障害を持つ仲間たちのコンサート」、34「第8回「心の輪」チャリティコンサート」等の「後援」事業については、事業実施後の状況を把握しておくべきである。(児童家庭G、障がい者支援G)

② No28 「地域子育て支援ボランティア育成講座」では、県は当該事業の広報や市町村を通じた参加者募集を支援するとともに、委託先の公募など参入機会の確保に努めるように検討すべきである。(子育て支援G)

③ No35 「福島県精神科救急医療センター事業」は、休日及び夜間帯における在宅精神疾患をフォローする重要な意義に鑑み、精神医療に関する相談を集約・トリアージ(分類)できるセンター体制の整備について検討を急ぐべきである。
(障がい者支援G)

④ No36 「福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業補助」においては、社会復帰した精神障がい者数を成果

書の提出を受けた。
なお、今後、後援等を行った際は、必要に応じて事業実施後の状況把握に努めたい。

平成18年度においては、県政記者クラブへの資料提供、地元新聞への掲載依頼、子育て支援に関するNPO法人への案内、当グループホームページにおける掲載等により当該事業の広報を行い、また、関係機関への周知と参加者募集のとりまどめを市町村に依頼し参加者募集を行った結果、21市町村の58名から受講申込みをいただくことができた。

当該事業は平成18年度で終了するが、今後、NPO等への委託事業などを構築する場合には、公募などを基本として、参入機会の確保に努めていくこととする。

精神科の相談を集約・トリアージするための精神科救急情報センターについては、福島県精神科救急医療体制整備連絡調整委員会において、検討を進めているところである。
センターにどのような機能を持たせるか、また、直営にするか委託にするか等検討する事項も多いことから、精神科病院協会、県立病院等と引き続き検討を重ね本県にあった体制の構築を目指していきたい。

精神障がい者社会復帰施設は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、平成24年3月31日までに同法に

指標に加えるなど、より事業評価を明確化するよう検討されたい。
(障がい者支援G)

より新たな事業体系に移行することとなった。

26施設中16施設が同法による新たな事業体系等に既に移行済みであり、残り10施設も今後移行する予定であることから、本事業はまもなく終了する見込みである。

よって、当該施設が同法に基づく施設等に再編された時点で、障がい者福祉計画における新たな事業の進行管理等を参考に、新たな事業評価について検討されたい。

オ 商工労働部

① No39 「福島県中小企業制度資金の制度資金（小規模企業資金）」については、非営利法人が法律で保証対象外となっていることから、NPO法人が金融機関の理解を得られ融資が活用できるよう、県民文化グループと連携の上、支援・育成していく必要がある。（金融G）

NPO法人向け融資については、保証対象外ではあるが、引き続き小規模企業資金において融資対象とするほか、NPO法人が融資を活用しやすくなるよう、県民文化グループと連携の上、金融機関を始め関係機関に対して広報を行うとともに、貸し手である金融機関が融資に取り組みやすい環境整備について検討を行う。

カ 農林水産部

① No41 「うつくしま、ふくしま。グリーン・ツーリズム推進会議」は、事業活動全体の推進に向けて、各支部毎の推進会議との連携を密にし、全県的な企画立案や情報交換機会の提供、関係機関等との連携強化など、より活動の活性化を図るよう努められたい。（農山村整備G）

① 平成18年度は、より機能的な運営を図るとともに、推進会議の構成員に各支部毎の推進会議の構成員を積極的に交えることにより連携を図り、2回（7、9月）開催した。

また、県内のグリーン・ツーリズムの取組について、実践者以外とも情報交換を深めることにより、さらなる推進に向けた方策を探ることを目的に、平成18年11月28日に、県とともに、「ふくしまグリーン・ツーリズムフォーラム2006」を主催した。今後も、事業活動全体の促進を図るため、より一層連携を強化し、取

キ 土木部

① No43 「県営住宅等管理（県中地区）」の指定管理者制度による管理委託に当たっては、業務内容に関する責任分担の明確化及びサービスの質の向上に関する事項について、今後は、公募段階から提示し協定書の中で共有するよう検討していくべきである。（建築住宅企画G）

組みを推進してまいります。

今後の指定管理者の募集に向けては、責任分担をさらに明確化するとともに、サービスの質の向上に関する事項について提案させるような募集要項の作成について検討する。

② No44 「土砂災害防止月間キャンペーン用品（砂防ニュース）の購入」事業においては、副読本やポスターの具体的な活用方法や事業効果の検証について、適切な対応を行うよう改善すべきである。（砂防G）

平成19年度土砂災害防止月間キャンペーンを実施した後、市町村に対して実施状況及び事業効果についてのアンケート調査を行い、事業効果を検証する。

③ NPOとの協働を推進する基本方針は望ましい方向性ではあるが、特定のNPOに委託事業が集中している現状を踏まえ、事業推進に当たっては、NPOの特性である自発性・自主性に十分配慮するよう部内に徹底するとともに、個々の事業委託先の選定に当たっては、真にNPOに限定することが適当なのかどうかを個別に検討の上、県民の誤解を招くことのないよう特に留意されたい。

NPOとの協働については、県民文化グループが総合窓口となって、全庁的に説明会・情報提供等を行う等、各グループへの周知を図っています。事業委託先の選定については、各事業担当グループがNPOに限定することが適当かどうか検討しながら適正な執行に努めます。また、まちづくり分野においても、NPOとの連携（協働）をさらに進めるよう検討します。

(2) 出先機関
ウ 地方振興局

① No9 「福島県水環境団体交流事業」は、任意団体内の団体や個人会員同

① 事業の採択にあたっては、事業内容及び事業実施における効果など事

士の交流会のみを対象とした事業であり、今後、同様の事業を実施する場合には、補助対象事業としては慎重に検討すべきである。(県中地方振興局)

カ 建設事務所

- ① No66「元氣ふくしま、地域づくり・交流促進事業」及びNo74「調節池維持管理計画策定事業」において、事業目的・内容の一つとしてボランティア団体・NPO法人の設立が含まれていることは、いわゆるNPO法の趣旨やNPO本来の自発性・自立性の観点から、行政が積極的に取り組む事業内容として相応しくないため、見直し改善されたい。(南会津建設事務所、いわき建設事務所)

- ② トンネル及び橋梁等点検については、委託先をNPOに限定することについて、対外的に説明できる合理性がないので、当該委託業務の募集方法及び委託先の選定方法について見直すよう改善されたい。(道路管理G、各建設事務所)

- ③ No53「黒森川総合開発事業」、69「わが道再発見プロジェクト業務委

業の実施が地域づくりに真に寄与するものか、より一層慎重に検討することとした。

事業内容については、ボランティア団体の自主性を重んじ見直しを図り、今後は市町村や地域団体・住民と連携・協働を引き続き推進し、持続的发展が可能な地域社会の形成に努めてまいります。(南会津建設事務所)

事業内容の見直しを図り、今後は、NPO法の趣旨、NPOの自発性・自立性の観点から連携協働を引き続き推進していくこととした。(いわき建設事務所)

本業務の委託に際しては福島県新長期総合計画の重点施策の一つとして掲げる、ボランティアやNPO等、多様な主体の参加と連携による地域づくりを積極的に展開するため、道路など社会資本においても地域住民やNPOとの協働・連携して対応することが背景にあつて、原則NPO法人に委託するものとしたところでありませう。委託先の選定にあたり、複数のNPO法人から受託候補者を選定しましたが、業務の内容から結果的に特定のNPO法人との随意契約となりました。当該業務は民間コンサルタントでも受託可能なことから、今後は競争入札とし、透明性や競争性を確保するよう努めます。

今後、NPOに委託する事業を行う場合には、広く公募により選定を行っ

託し、70「水辺空間環境計画策定業務」、72「エコロード計画策定業務委託」、74「調節池維持管理計画策定事業」については、単独随意契約となつているが、委託先NPOの選定に当たっては、環境分野等のNPOなど広く公募による選定を行うよう改善すべきである。(県中建設事務所、いわき建設事務所)

3 概要及び詳細ヒアリングを実施した事業

～監査結果及び所見

(1) 本庁機関

- ① 水・温故知新プロジェクト(生活環境部総務企画G：⑩～)
- ・事業目的を達成するための具体的なビジネス・モデルを構築し、社会的実験まで到達するに至らなかつたことから、今後の事業展開に当たっては、目的に相応しい推進母体の編成に配慮するとともに、所期の事業目的を達成するよう努められたい。

- ② ふくしま型UDネットワーク形成促進事業(生活環境部人権男女共生G：⑩～)

・公募に際しては、ふくしま型UDについてNPOへの周知を十分配慮すると共に、ハード事業とモデル事業等が一体となった推進方法を工夫しながら、UD認知度の向上など事業効果を高めたいよう検討されたい。

- ③ うつくしま夢バレット事業(生活環境部青少年G：⑩～)
- ・事業主体である市町村民会議等が

て参ります。(県中建設事務所)
地域特性等に精通し、地域活動団体と行政との連携や地域づくりに関するノウハウや豊富な経験を蓄積していることが求められることから単独随意契約であったが、今後は競争性、透明性を確保する観点から、広くNPOを公募し、本業務に適したNPOを選定することとする。(いわき建設事務所)

本事業は、平成17年度で終了しているが、今後同様の事業を実施する場合には、できる限り所期の事業目的を達成できるよう努めることとした。

公募に際しては、定款上の活動目的からNPO法人を選定し募集要領等を直接郵送しているほか、新聞、ホームページ等の活用により広く周知に努めているところである。今後は、本県独自の「ふくしま型UD」に対する一層の理解促進に努めるとともに、事業効果の向上に向け他部局との連携強化を図るなど、ハード・ソフトの両面からUDの推進に努めることとした。

今後の事務の執行においては、一つの市町村民会議等から同時に複数の補助申請があつた場合には、採択の優先

主体的に実施団体を選定し、より効果的な事業実施に向けて、目的や内容について一層の理解、協力を得るよう努められたい。

順位に関する事業主体の意見を参考にするなど、実施団体選定における市町村民会議等の主体性に配慮することとしたい。

また、市町村民会議等と実施団体であるNPO法人等との連携については、それぞれの市町村の状況に応じた適切な対応が図られるよう、市町村民会議等に対して、改めて事業の趣旨等を説明するなど、一層の働きかけをすることとしたい。

当該業務は、平成18年度から、「みらい工房」の管理運営業務委託の委託仕様に盛り込んだ。

- ④ **NPO法人設立相談** (生活環境部 県民文化G：⑩)
- ・相談件数が少なく、効率性の観点からも、「みらい工房」の管理運営業務委託の中にも含めるよう改善する必要がある。

- ⑤ **県民ふれあい広場管理運営事業** (生活環境部県民文化G：⑨～)
- ・当委託先の選定に当たっては、運営の自由度をさらに拡大して受託者の採算努力の余地を確保しながら公募するなど、透明性の確保を一層高めよう努められたい。
- また、事業の達成度を判断するためにも、適切な成果指標を設定して進捗管理していくとともに、費用対効果を含めた総合的評価を行うべきである。

- ⑥ **県民運動推進事業** (生活環境部県民文化G：⑮～)
- ・県民運動の意義や目標、推進手法などをより明確にするよう見直すとともに、NPOの登録が増えるようさらに啓発する必要がある。

新たな「県民運動」について、県民運動の推進母体である「“うつくしま、ふくしま。”県民運動推進会議」において、新たな視点でそのあり方を見直すこととしている。

- ⑦ **エコツアーリズムリーダー研修会実施業務委託** (生活環境部自然保護G：⑩～)
- ・委託先の選定に当たっては、当面、上記協議会へ委託するか、あるいは、専門性を有する県内NPO等団体へ公募委託するよう見直すとともに、将来は、民間団体主催で県が支援する形態を検討していくべきである。

また、委託料において、受講料の使途先や人件費及び報償費積算単価の根拠が明確でないことから、経費支出内容を再検証されたい。

- ⑨ **平成17年度福島県授産事業振興会助成事業** (保健福祉部障がい者支援G：⑦～)
- ・当該事業の補助根拠である要綱において、「福島県授産事業支援センター」の位置付けを明確にするなどにも、補助対象経費を明確にするよう検討すること。
- また、障害者自立支援法の施行を踏まえ、会員数確保や授産製品の販路拡大等をさらに推進するため、補助先団体で、独自HPの立ち上げ等による広報の充実を急ぐよう助言されたい。

現在、地元関係者（観光協会、商工会、地元有志等）により、平成19年度当初の設立を目標に「箕磐峠エコツアーリズム協会（仮称）」の設立に向けた準備がなされつつあるので、この協会（NPO法人登録も視野に入れている。）への委託を含め、検討することとしたい。

また、経費の内訳については、委託先に経費支出明細の提出を求めるなど、適正な積算根拠の把握に努めることとしたい。

「福島県授産事業振興会助成補助金交付要綱」について、「福島県授産事業支援センター」の位置付け及び補助対象経費が明確になるよう要綱の改正を検討したい。

また、補助先である福島県授産事業振興会に対し、独自のHPの立ち上げ等による広報の充実について、指導・助言を行った。

- ⑩ **コラッセふくしま賑わい創出促進事業** (商工労働部団体支援G：⑮～)
- ・当該事業は本来、単独随意契約ではなく、公募による企画コンペの実施など広くNPO等団体の参入機会の確保に努めるべきである。
- また、福島市の「まちの駅」委託事業との関連から同一委託先となる場合における積算内容につ

当該事業の実施にあたっては、平成18年10月からの業務委託に関し、事業の実施場所を従来のコラッセふくしま1階にある福島市の「まちの駅」から、2階「経営支援プラザ」内に移すとともに、従来の単独随意契約を改め、公募による企画コンペで委託先を選考（5団体が応募）して、福島市の「ま

いでの調整を図り、より効率的、効果的な事業実施に努める必要がある。

なお、事業目標を明確化し、コラッセふくしま施設運営連絡会によるチェック機能を活用すべきである。

- ⑪ インキュベートルーム [起業支援室] 運営事業 (商工労働部産業創出G：⑩～)
- ・費用対効果面については中長期的に評価する必要はあるが、常時空き室がみられることから、入居要件などその要因を調査分析の上、空き室の解消に努められたい。

ちの馴」委託事業との整理及び参入機会の確保と事業内容の充実を図った。

今後は、コラッセふくしま施設運営連絡会で定めた賑わいイベント実施要綱に基づき、効果的な事業実施を行うとともに、施設運営連絡会において、実施状況等の確認と支援を行っていく。

平成15年7月のオープンであったことから、2年間の入居期限に達した共同利用室入居者の卒業が集中したことや、それに応じた入居適格者の応募が少なかったこと、これらを踏まえた新たな広報策が十分浸透しなかったこと等を要因として、平成17年度の入居率は、前年度に比べ低下したものと考えられる。

この分析結果を踏まえ平成18年度からは、指定管理者制度を導入し、より効果的な入居に関する広報策を次のとおり推進し、その浸透を図っているところである。

- 1 インキュベートルームに相談のあった入居希望者へのアイデアや事業プランのブラッシュアップを行う事前相談を実施した。
 - 2 募集に当たりソフト面での支援を重点的にアピールした。
 - 3 指定管理者と連携し、各団体に対し積極的な広報を依頼した。
- 以上の取組みにより、平成19年2月1日現在の入居者は17室中15室となっている。

- ⑫ 首都圏販売動向及び流動経路調査業務 (商工労働部県産品振興G：⑪)
- ・調査委託に当たっては、委託側の

今後調査委託を実施するに当たっては、委託側の目的や意向等を十分に説明し、契約内容について共通認識を持つこととし、必要に応じて処理状況の

目的や意向等を十分に説明し、必要に応じた処理状況の報告や情報交換を行うなどの進捗管理に努め、所期の事業目的を達成するよう努められたい。

(2) 出先機関

- ③ 「福島空港地域ふれあい広場」～心のふれあい事業～ (県中地方振興局：⑩～⑪)
- ・NPO単独の補助先となっているが、事業の目的及び効率性・効果性の観点から、できるだけ統一した推進母体で実施するよう検討する必要がある。

報告や情報交換を行うなど事業の進捗状況を確認して、進捗管理に努めることにより、所期の事業目的を達成するようとする。

- ③ 地域づくり総合支援事業は、各地域づくり団体が主体的に地域づくりに取り組む活動について補助しているものであるが、今後の事業採択にあたっては事業の目的が同一のもので、その事業の効率性・効果性の観点から、統一した推進母体で実施した方がよいと判断できるものについては、統一した推進母体での実施について働きかけていくこととした。

- ④ うつくしま民族継承事業 (県中地方振興局：⑩～)
- ・成果品 (DVD) 活用度向上の観点から、教育委員会との連携をさらに図るなど、地域づくり事業としてこの事業効果をさらに向上させていくよう助言されたい。

- ④ 活用度向上を図るため、各市町村教育委員会と連携しながら総合学習等での取り組み等について、事前調整等を行うなど助言することとした。

- ⑥ 音楽とボランティアのまちづくり活性化事業 (県中地方振興局：⑩～⑪)
- ・教育委員会の「後援」に加え、各学校レベルの理解を得る方法を講じるなど、地域づくりとしての効果を一層高める推進方法について助言すべきである。

- ⑥ 当該事業については18年度で補助事業は終了するが、今後同様の事業を実施する場合には、関係団体の後援など地域づくりとしての効果を一層高める推進方法について助言することとした。

また、障がい者を含めた合同練習の参加者数等についても、成果や効果面を適正に評価しておくべきである。

また、事業の評価は「事業の目標達成度を把握するための指標名及び数値」を事前に設定する際に成果や効果面をより適正に反映できるようにその指標・数値の設定について指導

⑧ ふるさと思い出作り事業 (県南地方振興局：⑭)

事業計画の継続性を含めた成果検証を十分行っておく必要がある。

していくこととした。

地域づくりサポーター事業については、原則として単年度として終了するものであるとしており、当該事業は事業計画当初から補助事業は単年度で終了し、補助事業終了後は、NPO法人独自の活動により、森林環境保護等の活動を行うとしていたものである。当該事業を実施したNPO法人によると、平成18年度においても森林環境保護等に資するため、郡山市及び西郷村において、間伐作業や植林作業を実施していることである。

今後とも、事業計画の事前検証の更なる充実強化を図るとともに、事業実施主体から提出される事業成果調査の詳細な検証や成果発表会の充実を図るなど、事業終了後の成果検証の強化を図ることとした。

⑨ 芸術文化活動支援事業 (会津地方振興局：⑮～⑰)

「邦楽」を通して会津地域における音楽教育の貴重な機会提供を行う目的から、音楽機会に恵まれないう郡部の小中学校への活動範囲をさらに拡大するよう見直して行くべきである。

また、採択にあたっては個々の学校現場の理解を得るため、教育事務所や学校等を含めた連絡組織等を活用するなどの対応を助言すべきである。

当振興局では、地域づくりサポーター事業（現：地域づくり総合支援事業（サポーター事業））における採択事業に対して、必要と思われる支援（広報、関係機関への周知等）を適宜行っているが、指摘のあった事業については、実施期間中に採択団体からの協力要請等がなく、結果として実施範囲が限定されてしまった。

今後は採択された団体に対して、行政機関の協力が必要な場合は当振興局と調整するよう周知し、事業の実施効果の向上を図りたい。

⑩ 悩む親と子の救済事業 (南会津地方振興局：⑱)

今後は、事業内容の性格や対象者等

・事業内容の性格や対象者等を考慮すると、当該NPO単独で対応するのではなく、保健福祉事務所や県障がい者支援グループ、県授産事業振興会などのチーム連携での対応に改善していく必要がある。

を考慮し、必要があればNPO単独での対応ではなく、県関係機関等と協議し、チーム連携での対応としていきたい。

⑫ 定住促進、田舎暮らしサポーター事業 (南会津地方振興局：⑲)

・NPOの特性等を生かした事業効果の観点に立ち、事業実施時期の見直しをはじめ、定住条件などを事前調査し、その結果を踏まえた段階的な推進手法を導入していくよう努められた。

また、今後取り組む「空き家」対策においては、家主側からの信頼性確保等のため県関係機関や地元町との緊密な連携を図るなど、事業スキーム全体の再構築に十分配慮していくべきである。

今後は、NPOの特性等を生かせるように、事業内容を十分に事前調査し、効果的な事業の推進手法を検討するとともに、県関係機関を始め、地元村との緊密な連携を図り、事業スキームを構築していきたい。

⑬ 相双耕すネットワーク事業 (相双地方振興局：⑳)

・事業目的の重要性等から、参加対象者の範囲を含め、遊休農地を活用した事業展開をさらに事業計画の着実な実現に向けて、適切な助言を行うなどの一層の支援に努められた。

これまでも事業計画に対する助言等を行ってきましたが、計画の着実な実現に向けて、今後も必要に応じ、適切な助言を行うなどの支援に努めます。

4 NPOとの連携（協働）の推進状況

～監査結果及び所見（県民文化G）

1～3の監査結果等を踏まえ、監査の観点「NPOとの連携（協働）関係」から、本県における「NPOとの連携（協働）の推進状況」を各連携事業を通して検証した結果は以下のとおりである。

1 連携（協働）事業の推進が積極的に

検討されて
いるか。

① 指針及び手引

- ・ 協働の指針は、支援策部分を除く連携（協働）事業について連携領域の明確化に伴うルール化や施策展開についての表明・方向性が弱く、具体的な行動計画（アクションプラン）が未策定である。（※平成18年度内策定計画あり。）
 - ・ 協働の手引の内容が実務性に乏しい段階にとどまっている。
 - ・ 連携事業実施に当たって、手引の活用が図られていない。
- ② 政策の各プロセスへの参画
- ・ 本来は、企画段階からの参画が望ましいが、これらによらないケースが、特に委託事業などにおいて認められた。

③ 連携（協働）の推進分野

- ・ 保健福祉、農林及び土木の各分野を中心に、特に出先機関段階での連携（協働）が進んでいない傾向が同われる。
- ・ 子育て支援等保健福祉分野では、広報等を含めた連携を推進する余地がある。

(改善又は検討を要する事項)

- ① 協働の指針について、特に施策が実現できるような具体的な指針を盛り込むよう検討するとともに、今後、NPOとの連携（協働）をさらに推進するためには、指針を具体化する「行動計画（アクションプラン）」の策定が必要である。
- ② 連携（協働）に相応しい事業を関係部局に検討させ、その実施状況を検証するような仕組みを構築すると

ともに、毎年定期的に専門家やNPO等の助言を得ながら推進するよう検討すべきである。

2 適切な相手方と効率的で効果的な連携形態となっているか。

① 参入機会及び競争性の確保

- ・ 委託先等の選定過程について、競争性に欠け透明性の確保が十分でない。
- ・ 特定のNPOに事業が集中している事例がみられ、公平性への配慮も欠けている。
- ・ 選択に際して、各NPOの得意分野や実績等の情報が不足している。

② 協働の形態

- ・ 目的の共有や企画段階からの連携を行う本来の意味の「協働」事業が少ない。
- ・ 「共催」「事業協力」「情報交換提供」の連携形態は少ない。
- ・ 連携形態や連携先を見直す必要のある事業が散見された。

③ 連携の具体的方法

- ・ 人材育成関係委託事業等においては、NPO支援の観点から、委託先を分割した方が効果的とみられる事例があった。
- ・ NPOの自立への配慮については、特に補助事業終了後もNPOが継

た「ボランティアNPO活動促進市内連絡調整会議」を発展させ、NPOと県との協働を全庁的に推進し、アクションプログラムの推進及び進行管理を行う、「NPOと県との協働推進庁内連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置した。

また、有識者やNPOも交えて、NPOと県との今後の協働のさらなる推進について議論する会議の設置については、今後検討していく。

続いて活動できるよう、活動環境の整備（税制や融資制度等）に努めるべきである。
 ・地域づくりサポーター事業では、NPO支援の趣旨が優先され事業目的の範囲を超えているのではないかとと思われる事例がみられる。
 ・「後援」事業では、承認行為後の実施状況把握がされていない事例が見られた。

(改善又は検討を要する事項)

- ① 各NPOの得意分野や実績等の情報を提供、公開するよう努めるべきである。
- ② できる限り企画コンペ等による公募を行い、連携先NPOの選定に関する透明性の確保に努めるよう説明責任原則を徹底すべきである。
- ③ 通常の外部委託と異なるNPOとの「協働」における委託等においては、協働事業における課題や目的（成果、評価を含む。）の共有、NPOによる提案や成果の評価手続の整備等を行い、協働に係るルールを一層明確化されたい。
- ④ 「委託」「補助」以外の連携形態を一層活用するよう関係部局を指導されたい。

3 連携（協働）事業の目的、役割分担、責任の所在等は明確になっているか。

- ① **目的の共有**
 - ・安価に委託できる相手先、あるいは地域課題への取組み団体といった、誤解や過剰意識が一部みられ

- ① 県ホームページのNPO関連ページの充実を図るとともに、広報紙による協働に関する情報提供にも努めていく。
- ② アクシヨンプログラムにおいて、NPOとの契約については、プロポーザル方式による公募が適当であり、理由を示す等の条件付で単独随意契約の場合もあるとしている。
- ③ アクシヨンプログラムに「協働のルール」を明記しており、連携会議等を通じて全庁的な浸透を図っていく。
 なお、評価システム（協働事業レベルアップシステム）については、モデル的に実施・検証した上で、システムの確立を目指すこととしたい。
- ④ アクシヨンプログラムに代表的な協働の形態を例示しており、連携会議等を通じて全庁的な浸透を図っていく。

る。
 ・地域課題の共有については、事業展開に当たって配慮は向われなかつた。

・事業目的・内容の中に、行政が関与したNPOを立ち上げることが委託している事例があった。

② 実施段階の役割分担

- ・「協議会」「委員会」形態の場合、責任の所在や役割分担が明確でない事例があった。
- ・事業目的や課題に関して、単独NPOが取り組むには限界がある事例が散見されたが、特に学校関係などの関係機関・団体との連携が少ない。
- ・委託や補助事業の開始時期が遅れ気味である。
- ・公益信託において、助成金の返還等事例があるため、受託先において適切な進捗管理が必要である。
- ・事業実績等のNPO関連情報の提供、事業終了後の情報提供等のフォローがない。
- ・広報や啓発・普及面ではHPの立ち上げを含めさらに支援する余地がみられる。
- ③ **契約・協定内容**
 - ・守秘義務関係については、概ね適正であった。
 - ・成果品の帰属・著作権や利用権、公表関係、瑕疵担保責任関係については、委託契約書や協定、仕様書の様式が不十分となっている。
 - ・指定管理者制度のNPOとの協定においては、成果指標の設定などサービスの質的確保への配慮が不足している。
- ・契約や協定の中に、評価や広報等

役割分担に関する規定がない。創意工夫等の余地が少ない。

(改善又は検討事項)

- ① 自発的な社会貢献活動など、NPO法の精神に基づく政策推進や地域課題の共有について、行政機関内外にわたり理解を得るよう努める必要がある。
 - ② 実施段階においては、NPO側のニーズをよく把握するとともに、広報支援や進行管理面など事前に適切な役割分担を行うよう配慮する必要がある。
- また、関係機関・団体とNPOが十分連携調整を行いながら事業を展開していきけるようなサポート体制を検討すべきである。
- ③ NPOの自立性に配慮した「協働」に相応しい契約等様式を検討する必要がある。

4 81連携（協働）事業の評価、反映を十分に行っているか。

- ① 自己評価・相互評価
 - ・連携した事業は、連携先NPOの持つ特性や専門性、ネットワーク等を生かして一定の成果を上げていた。
 - ・目標設定や成果評価が十分に行われていない。
 - ・地域づくりサポート事業（補助事業）は「実績書」があるが、行政評価シートが県全体の評価となっており、十分な評価が行われていない。
 - ・手引にある「協働事業評価シート」の活用や相互評価が行われていない。
 - ・各事業毎の課題は担当レベルでは

- ① NPOと行政との意見交換会を開催するなど、相互の情報共有化を図っていく。
 - また、より住民に近い地方振興局や市町村との連携に努め、協働事業の推進を図っていく。
 - ② 連携会議等を活用し、受委託相互の適切な役割分担を明確にするよう周知を図っていく。
- また、NPO活動に関する情報提供や各種相談対応ネットワーク化等について支援するとともに、中間支援NPOの支援に努めていく。
- ③ 事業及び協働形態等により、契約事項は様々であるので、ケースバイケースで対応していく。

概ね認識されているが、調査票等には一部のみ記載されていた。

・連携事業に係る実施状況等の現場把握が不足している。

② 事業の情報公開性

- ・委託事業については、広報等を含めて事業の周知が一部に止まっている。
- ・地域づくりサポート事業では、一覧性のある採択事業内容を公開している。
- ・各事業単位の個別行政評価表は公開されているが、一部事業単位が大括りになってるほか、成果指標等の設定が適切でないものがある。

③ 評価結果の反映

- ・反映はNPOとの意見等も踏まえ担当者レベルの問題認識を中心に行われている実態が伺われる。このため、厳しい見直しや助言は全体的に少ない。
- ・事業成果の蓄積や継承が十分でなく、自立性への影響もみられる。

(改善又は検討を要する事項)

- ① 相互評価を行い、マネジメントサイクルを機能させ、説明責任を重視したルールを確立し、推進されたい。

- ① 協働をより効果的に進めるため、相互評価、マネジメントサイクル等を含めた、「協働事業レベルアップシステム」について検討し、システムの確立を目指していく。

第5 NPOの活動環境等と推進体制

2 所見（改善又は検討を要する事項：県民文化G）

(1) 組織基盤の強化・活動環境の整備

今後、以下の諸点を中心に、NPOの組織基盤の強化及び活動環境の整備に向けた一層の支援措置を講じていく必要がある。

- ① 毎年実施している実態調査については、ニーズ把握が十分でないので、事業実施機関等を通じ常時ニーズ把握を行うなどの検討を行うべきである。
- ② 広報や啓発、人材育成については、様々な連携事業を通して行政側としてもさらにNPOへの支援をしていく必要がある。
- ③ 各種支援措置・制度については、NPOを取り巻く現状やニーズを踏まえ、国や市町村、庁内関係セクション等の関係機関・団体に対する働きかけなどを検討していく必要がある。

(2) 連携事業の推進体制

- 推進体制が脆弱な現状にあることから、以下の諸点を中心に、一層の充実強化策の検討を急ぐ必要がある。
- ① 「手引」について、全国的に活発な展開をみせている協働の取組み等を踏まえ、県とNPOとのより良いパートナーシップ事業実践のための実務手引書として、改訂を行うべきである。
- ② 現行の庁内連絡調整会議については、NPO施策の現状や企画立案等に関する討議・検討を定期的に行うなど、活性化又は格上げを図る必要がある。

また、NPOとの連携事業をさらに推進するため、各部署毎に「推進員」を置くとともに、知事部局と教育庁との組織見直しに併せてNPO・市町村等・県庁内各Gへのワンストップサービス体制（窓口の一本化）等の整備を検討することが有効である。

- ① 当該実態調査は、庁内及び市町村における協働の状況調査であり、NPOのニーズ把握は目的としていない。
- NPOのニーズは、意見交換会、セミナー等様々な機会を捉え、把握に努めていきたい。
- ② NPO情報ネットの充実や協働に係る広報、協働に係る研修会、セミナー、意見交換会など、あらゆる機会を通じてNPO活動のさらなる支援を図っていく。
- ③ それぞれの制度上の枠組みを踏まえつつ、NPOのニーズを把握し、必要に応じて関係機関団体への働きかけを検討したい。

- ① 実務手引書としても対応できる構成・内容を持ったアクションプログラムを策定した。
- ② 「ボランティア・NPO活動促進庁内連絡調整会議」を発展的に解消し、平成19年4月1日に「NPOと県との協働推進庁内連携会議」を設置する予定であり、当該連携会議の中で協働を推進していくための協議・検討を行っていく。

また、アクションプログラムにおいて、協働推進に関する総合窓口設置を明確化するとともに、「協働推進主任」を各部署等に設置するなど、協働推進体制を整備することとした。

- ③ 協働事業の検証や評価、今後の協働事業のあり方について議論する会議の設置（NPO、県、市町村、有

- ③ これら庁内組織に加え、「指針」に基づく様々なNPO施策の推進について専門的な見地から幅広く意見や助言等を求めるため、外部関係者から構成するNPO活動推進組織の設置を検討すべき時期にある。
- ④ 地域課題の共有やゆるやかな意見交換の機会の設定をしていくべきである。
- ⑤ 市町村の連携（協働）事業の実態を正確に把握するよう努めるとともに、県の果たすべき役割を一層明確化し、市町村等との連携・協力に基づき適切な対応を講ずるべきである。

- 識者等で構成）について検討する。
- ④ NPOと県との協働を検討・協議する場の設置を検討していく。
なお、NPOの様々な悩み等に関する情報交換ができる機会の設定に努めていく。
- ⑤ 市町村との意見交換や市町村への協働に関する情報提供等により、市町村の協働の実態等を把握するとともに、市町村と県が連携協力しながら適切に協働を推進していく体制づくりに努めていく。

監査公表第21号

平成18年12月1日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成19年 8 月17日

福島県監査委員	青木 稔	福島県監査委員	小松山 善
福島県監査委員	渡部 勝博	福島県監査委員	加藤 雅美
福島県監査委員	音高 純夫	福島県監査委員	菅 高純
福島県監査委員	高野 宏之	福島県監査委員	高野 宏之
		18 教 総 第 945 号	
		平成19年 1 月 9 日	

福島県教育委員会委員長 関

行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成18年11月16日付け18福監第117号で報告のありました行政監査の結果については、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象
生涯学習領域生涯学習文化グループ（改善又は検討）

生涯学習領域社会教育グループ（改善又は検討）
2 改善又は検討を要する事項及び措置の状況について
別紙のとおり

行政監査に係る措置状況について

教育庁

(別紙)

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>No.47 (県民カレッジ「自主企画講座開設支援セミナー」)の委託事業において、委託側である県としても積極的な事業内容の広報に努めていく必要がある。(生涯学習G)</p>	<p>県は委託者として、事業の内容について情報誌やホームページへの掲載、さらにチラシの配布などによりセミナー開催のための広報を中心に行っているが、今後、受託NPOが自主的に運営できるような観点から、事業成果及びセミナー修了者のサポート等を含めた広報の充実を努め、より効果的な協働事業の実現を図って参りたい。</p> <p>本事業については、18年度で当面の事業終期を迎えるが、民間団体のネットワーク等を活用した広報を含めて連携を検討していききたい。</p> <p>今後、同様な事業をNPO団体等に委託する場合には、広く公募するとともに、選定についても工夫し、改善を加えていききたい。</p>

監査公表第 2 2 号

地方自治法第252条の37第 1 項の規定により包括外部監査人が行った平成18年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年 8 月17日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 19 人 第 2092 号

平成19年 6 月29日

福島県監査委員 小松山 善 継
 福島県監査委員 加 藤 雅 美
 福島県監査委員 音 高 純 夫
 福島県監査委員 高 野 宏 之

福島県知事 印

平成18年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について(通知)

このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

平成18年度包括外部監査の結果に対する措置の状況
(需用費等に係る入札及び契約手続き等について)

項 目 名	指摘事項の内容(要旨)	措 置 の 状 況
<p>予定価格の設定 積算の根拠となつた資料</p>	<p>予定価格設定についての透明性、公正性を確保するため及び積算業務の効率化のために、積算の根拠となつた資料を保存するようにルール化することが必要である。</p>	<p>指摘のとおり、積算の根拠となつた資料を保存するようにルール化を図り、全庁に周知徹底を図った。</p> <p>○「積算基礎書類」は支出負担行為調査と合わせて適正に保存することとした。</p> <p>○「積算基礎書類」は原則として、当該物件または役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他の事情を考慮し作成する(財務規則第256条第 2 項参照)ものであるが、積算基準等が存在せず、かつ、独自に積算することが非常に困難である場合は参考見積書等の添付で足りるものとする。</p> <p>○下記の場合にあつては、積算基礎書類の添付を省略することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為調査兼支出命令書により処理する場合 (例) 執行同書で処理する場合。 単価契約済の案件で実際

に調達を行う場合。)・財務規則施行通達第268条関係第2項に該当する場合(予定価格が10万円未満である単独随意契約案件に限る。)